

原子力発電所の審査に関する説明会  
(事前にいただいた質問一覧)

福井県安全環境部  
原子力安全対策課  
令和3年2月9日

○基準地震動の策定に関する質問

質問者	質問内容
1	島崎邦彦元規制委員長代理の主張されている意見について規制委員会は、どう考えておられるのでしょうか？
2	<p>2020年12月、大阪地裁が規制委員会の基準地震動の審査が、地震動のばらつきを考慮していないことを「過誤がある」とし設置許可の取り消し判決を出しました。</p> <p>規制委員会は「ばらつき効果を上乘せする必要がない」という主張のようですが、2016年の熊本地震の際、活断層による同じような地震は日本中、どこで起きてもおかしくないと気象庁なども言っていました。熊本地震では益城町の観測点の1580ガルを観測しました。</p> <p>ばらつき効果を上乘せする必要性を否定するということは、若狭・嶺南の活断層についても現時点で完全に把握できており、その活断層を震源する地震動も予測できているということなのでしょうか。そう言い切れるのでしょうか？そうでないなら、基準地震動をバラつきを踏まえ、より安全な設定で評価することが必要ではないのでしょうか？</p> <p>美浜原発に影響を与えるC断層は、ほぼ原発の真下にあると言えるのではないかと思います。現在の基準地震動の評価ではバラつきを考慮しているのでしょうか。考慮していないのであれば、考慮する必要があると思いますが、必要ないというのであればその理由を教えてください。</p>
3	<p>この前の裁判で規制委員会の規制の仕方に瑕疵がある、と判断されました。真摯に向き合っているように国民には思われません。まして福島原発事故にさらされた、また、さらされている最中のこの日本、もっともっと厳しくあるべきです。</p> <p>第2の福島を回避するには万が一でも原発事故の危険性があるならその原発はだめだ、と勇気を持つべき、判断すべき、と思います。</p>
4	<p>①地震動評価で、断層モデルで用いられる入倉・三宅式における「経験式が有するばらつき」を上乘せする方法を用いるとすると、大飯原発での地震モーメントは、平均値で求めた地震モーメントの値から何%上乘せすることになりますか。</p> <p>②12月4日の判決で述べられている経験式の有するばらつきの検証として、経験式により算出される平均値に何らかの上乘せをする必要があるか否かの検討はされましたか。</p> <p>③地震動審査ガイドI. 3. 2. 3 (1)の「震源断層面積等の設定」と同ガイドI. 3. 2. 3 (2)の「経験式を用いた地震規模の設定」は区別して定められていますが、前者の不確かさ(ばらつき)の考慮をもって、後者の不確かさ(ばらつき)の考慮に代えることができますか。出来るとしたら、大飯原発の審査を例にとって理由を分かりやすく説明してください。</p>
5	<p>福島第一原発事故の教訓から、二度と原発の事故を起こしてはいけないという強い思いの中、原子力規制委員会は、より安全側に立って設立されたものと理解しております。</p> <p>そのような中、規制委員会自らが、「ばらつき条項」を新たに加え、その趣旨を明確化しております。</p>

	<p>「実用発電用原子炉に関わる新規制基準の考え方について」【改訂版】（「2018. 12. 19」には、以下の見解が示されています。</p> <p>「上記②の規定は、経験式を用いて地震規模を設定する場合の適用範囲を確認する際の留意点としての地震規模を与えるものであることから、当該経験式の適用範囲を単に確認するのみでなく、より慎重に、当該経験式的前提とされる観測データとの乖離の度合いまでを踏まえる必要が居ることを意味している物である。つまり、上記②の規定の「経験式が有するばらつき」とは、当該経験式とその前提とされた観測データとの乖離の度合いの事である。」</p> <p>これは、大飯原発の基準地震動設定に使われた入倉三宅式の入倉主査からもその必要性は指摘されていることから、その重要性は明らかです。</p> <p>それは単なる「解釈の違い」とかいうものではなく、ガイドにあるものを都合悪いので、ガイドから外せばいいというものではない、判断における根本的な考え方だと思います。</p> <p>若し貴職が十分に不確かさを考慮しているので、ばらつきを考慮する必要が無いというのであれば、入倉三宅式に於いて、経験式とその前提とされた観測データとの乖離が、貴職が考慮している不確かさで全てカバーできているという明白な根拠をお示ください。</p>
6	<p>基準地震動において用語「ばらつき」と「不確かさ」はどのように定義されているのですか。「ばらつき」は「不確かさ」の中に包括されるのですか、あるいは「不確かさ」は「ばらつき」の中に包括されるのですか。</p>
7	<p>樋口理論（原発はハウスメーカーより桁違いに耐震性が低い等）により、この国の原発の耐震性審査基準は崩壊していると思います。</p>

### ○美浜3号炉および高浜1、2号炉の審査結果に関する質問

質問者	質問内容
8	<p>冷蔵庫でも40年超えのものは使っていません。原子炉の安全性に不安があります。</p>

### ○その他

質問者	質問内容
5	<p>原発が立地されている嶺南での説明会は予定されていますか？それはいつ、どこで、おこなわれるのでしょうか？</p> <p>できれば、土日等の住民が参加しやすい日時設定をお願いします。</p>
9	<p>説明を聞いてみないと分かりませんが、以下のように考えています。</p> <p>① 原発が絶対安全と言う根拠を示してほしい。</p> <p>② 仮に大事故が起こって福井県民が健康被害や死に至ったり、福井県に住めなくなっても原発の方が大事だと言う理由を教えてください。</p> <p>③ 大事故があった場合。土地や財産を返してくれますか。健康被害や死に至った場合の補償は、どこまでしてくれるのですか。</p>
10	<p>日本国に於いて原子力業務に関し、最高の技術、技能、見識を持つと思われる電力会社と規制庁が判断した安全と稼働判断が、どちらかと言えば素人と思われる裁判所によって簡単に否定される。</p> <p>その判決も裁判官によって逆の判決もあり住民にとって釈然としない。当事などは裁判になじまず最後に信じるのは判決ではないのでは？</p>

質問者	質問内容
11	<p>福井県と立地市町は、3原子力事業者との間で「安全協定」を結び安全対策を実効していますが、法的には裏付けられていません。</p> <p>福島事故後の現状を考えますと、立地地域の安全確保強化策の一つとして、この「安全協定」を国の原子力規制行政に関連付ける必要があると考えますが、原子力規制庁及び福井県の考えをお伺いします。</p>
12	<p>杉本知事は、美浜3号炉や高浜1・2号炉の再稼働については「使用済み核燃料の行先を決めることが再稼働の(判断の)前提」と表明されています。</p> <p>県民とりわけ若狭住民の未来を案ずる立場として当然の考え方で、大方の県民がそれを支持するでしょう。</p> <p>国の「核燃料サイクル政策」は完全に破綻しています。いわば大樹の根幹が腐っているのですから、枝葉末節の技術論安全論を規制委に説明させるよりも、展望のない「核燃料サイクル政策」を強引に推進し、行き場のない使用済み燃料(核のゴミ)を大量に生み出した国の責任の取り方を県民に説明させるべきです。</p> <p>たとえ、美浜3号を動かしても、2年でプールが満杯となり、そのあとの運転継続は不能となります。高浜1・2号も3年でいどしか動かさせません。そして、これまでに生み出された使用済み核燃料は、若狭で永久的に保管しなければならないのですから。</p>